

市 民 生 活



住 民 事 務
国 民 年 金
防 犯 ・ 暴 力 追 放
交 通 安 全 対 策
山 形 市 斎 場
消 費 者 行 政
計 量 行 政
市 民 相 談
情 報 公 開
個 人 情 報 保 護
国 民 健 康 保 險

住 民 事 務 （市民課）

1 証明書交付事務

証明書等交付数（令和8年3月31日現在）

（単位：通）

種別	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
住 民 票 の 写 し	107,158 (22,780) <10,369>	105,972 (19,791) <17,549>	99,826 (14,750) <30,242>	98,613 (11,976) <37,673>	96,335 (9,339) <40,727>
戸 籍 の 附 票 の 写 し	13,076 (473) <198>	13,732 (418) <302>	14,288 (385) <588>	13,045 (325) <993>	13,834 (286) <1,160>
住民票記載事項証明	2,145	1,964	1,841	1,674	1,430 (47)
戸 籍 全 部 事 項 証 明	32,423 (4,979) <888>	33,885 (5,112) <1,757>	38,094 (6,053) <5,228>	35,552 (4,370) <6,962>	32,961 (2,978) <6,712>
戸 籍 個 人 事 項 証 明	6,792 (1,679) <555>	7,056 (1,745) <982>	7,098 (1,153) <2,317>	6,804 (862) <3,128>	7,393 (745) <3,263>
除 籍 謄 抄 本	39,985 (1,890)	40,117 (2,245)	41,943 (2,138)	43,137 (1,736)	44,659 (1,563)
戸 籍 記 載 事 項 証 明	798	865	762	901	1,060
印 鑑 登 録 証 明	59,596 (17,546) <7,129>	59,857 (15,580) <11,679>	59,250 (12,712) <22,122>	58,496 (10,707) <27,475>	57,684 (8,568) <30,602>
そ の 他 の 証 明	4,109	4,185	3,612	3,534	3,340
臨 時 運 行 の 許 可	875	806	747	735	709
商 品 標 識 の 許 可	41	35	40	32	33
合 計	266,998 (49,347) <19,139>	268,474 (44,891) <32,269>	267,501 (37,191) <60,497>	262,523 (29,976) <76,231>	259,438 (23,526) <82,464>

（ ）書きは即日交付（4コミュニティセンター・証明コーナー）分、< >書きはコンビニ及びマルチコピー機交付分。
広域交付住民票は、その他の証明に含む。戸籍全部・個人事項証明及び除籍謄抄本に広域交付分を含む。

(1) 諸証明書の交付時間の延長

諸証明書（住民票の写し、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明、戸籍全部・個人事項証明、除籍謄抄本、印鑑登録証明）の交付時間を午後6時まで延長している（3～4月の繁忙期は午後7時まで延長）。

(2) コミュニティセンターにおける諸証明書の即日交付

滝山・金井・南沼原・千歳の4コミュニティセンターにおいて、住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍全部・個人事項証明、除籍謄抄本、印鑑登録証明の即日交付を行っている。

(3) 霞城セントラル「市民課証明コーナー」

霞城セントラルビル内に市民課証明コーナーを設置し、住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍全部・個人事項証明、除籍謄抄本、印鑑登録証明の即日交付を行っていたが、コンビニ交付の普及に伴う利用減少により、令和7年12月末をもって廃止した。

(4) マイナンバーカード利用による証明書のコンビニ交付

平成28年10月3日から、マイナンバーカード利用による全国のコンビニエンスストアでの住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍全部・個人事項証明、印鑑登録証明の交付を開始した。

(5) 「広告付き窓口案内表示システム」の運用

平成30年6月25日から、各種届出受付用の発券機等の更新に併せて、広告や市政情報等を表示するモニターを導入。待ち時間の快適化等とともに、広告収入による市の財源確保を開始した。また、窓口や待合の混雑軽減を図るため、令和2年9月からインターネットで呼出番号や待ち人数が確認できる待合状況公開システムを追加した。

(6) 市民課窓口でのキャッシュレス決済

令和3年10月1日から、クレジットカード・電子マネー・コード決済が利用できる決済端末を市民課会計窓口を導入し、キャッシュレス決済を開始した。

(7) 市民課窓口マルチコピー機導入

令和5年3月13日から、証明書交付における市役所窓口の混雑対策として、マルチコピー機を市役所1階のロビーに設置した。

(8) 戸籍全部事項証明等の広域交付開始

令和6年3月1日から、戸籍全部事項証明、除籍全部事項証明、改製原戸籍謄本、除籍謄本の広域交付が開始された。



2 住民登録及び戸籍事務等

各種届出取扱件数（令和8年3月31日現在）

世帯数 106,555世帯 人口 232,570人（うち外国人住民 2,181人） 本籍数 97,101戸籍 本籍人口 231,087人

（単位：件）

種別		年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
住民登録	転入		5,982	5,825	6,514	5,959	5,998	6,086
	転出		6,050	6,091	6,472	6,208	6,245	6,088
	転居		5,354	5,411	5,239	4,921	4,923	4,837
印鑑	登録		7,543	7,076	7,253	6,654	6,698	6,576
	廃止		7,703	7,490	7,674	7,464	7,156	6,955
戸籍	出生		2,152	2,115	2,058	1,839	1,736	1,620
	死亡		3,287	3,377	3,529	3,716	3,710	3,607
	婚姻		2,025	1,958	1,938	1,891	2,023	1,997
	離婚		449	446	440	424	424	438
	転籍		894	884	959	851	725	893
	認知		17	21	14	17	26	26
	養子縁組		200	193	153	168	146	116
	養子離縁		50	73	48	55	38	40
	入籍		355	370	352	317	319	324
	分籍		32	26	37	53	43	54
	その他		451	419	465	395	430	451
原付自転車 標識	交付		985	1,043	1,038	905	790	914
	廃車		1,184	1,134	1,161	999	855	988
合 計			44,713	43,952	45,119	42,836	42,285	42,010

外国人国籍別人口（令和8年4月1日現在）

国 籍	人 口	国 籍	人 口	国 籍	人 口
アルゼンチン	1	ハンガリー	1	ルーマニア	6
オーストラリア	9	インド	12	ロシア	8
ベルギー	2	インドネシア	150	スペイン	4
ボリビア	3	アイルランド	5	スウェーデン	3
ブラジル	15	ジャマイカ	1	シンガポール	6
ミャンマー	141	朝鮮	13	タイ	34
バングラディシュ	68	韓国	276	タンザニア	1
ブルネイ	2	ラオス	2	トリニダード・トバゴ	1
カンボジア	14	ラトビア	1	南アフリカ共和国	3
カナダ	6	マレーシア	14	英国	21
スリランカ	6	マリ	3	米国	67
チリ	1	モンゴル	26	ウクライナ	3
中国	398	ネパール	200	ベトナム	253
台湾	79	オランダ	4	サモア	1
キューバ	1	ニュージーランド	2	ザンビア	1
デンマーク	1	ナイジェリア	3	スロバキア	1
フィンランド	1	パラグアイ	1	セルビア	1
フランス	6	パキスタン	5	無国籍	1
ドイツ	10	ペルー	6	出生による経過滞在者	1
ガーナ	1	フィリピン	273	合 計	2,181
ギリシャ	1	ポルトガル	1		

(1) マイナンバー制度

「マイナンバー法」が平成27年10月5日に施行され、国民一人ひとりにマイナンバーが通知された。また、平成28年1月より、申請者に対しマイナンバーカードの交付を開始。令和8年3月末現在、保有枚数は196,332枚（人口比83.1%）。

(2) おくやみ窓口

令和4年6月8日から、死亡に関する様々な手続きをまとめてワンストップで受付する「おくやみ窓口」を開設した。

国 民 年 金（市民課）

国民年金事業は政府管掌であるが、地方自治法による法定受託事務及び国民年金市町村事務処理基準により、事務の一部を市が実施している。

主な事務として、第1号被保険者に係る資格異動・給付裁定・保険料免除申請等の受付と日本年金機構への進達であるほか、協力連携事務として、年金相談及び広報活動を実施している。

1 国民年金被保険者数（令和8年3月31日現在）

区 分	被 保 険 者
第 1 号 被 保 険 者	21,294 人
任 意 加 入 被 保 険 者	292 人
計	21,586 人

※山形年金事務所調べ

2 資格異動等窓口受付状況（令和7年度）

区 分	新規 （国外転入等）	取得（2号から1号 被保険者へ）	取得（3号から1号 被保険者へ）	転 入	高齢任意加入
受 付 件 数	267 件	2,994 件	365 件	952 件	25 件

区 分	資格喪失	付加保険料納付 （農業者年金加入 を含む）	付加保険料辞退 （農業者年金資格喪 失を含む）	合 計
受 付 件 数	199 件	127 件	1 件	4,930 件

3 年金請求等窓口受付状況（令和7年度）

区 分	老齢基礎年金 裁定請求	障害基礎年金 裁定請求	遺族基礎年金 裁定請求	寡婦年金 裁定請求	死亡一時金 裁定請求
受 付 件 数	7 件	79 件	1 件	0 件	16 件

区 分	未支給年金請求 （老齢・障害）	受給権者 死亡届	障害基礎年金 現況届	障害基礎年金 額改定	合 計
受 付 件 数	359 件	28 件	10 件	2 件	502 件

4 国民年金保険料免除・学生納付特例申請受付状況（令和7年度）

区 分	一般免除※	学生納付特例
受 付 件 数	972 件	244 件

※一般免除は7月から翌年6月を一年度としている。

防 犯 ・ 暴 力 追 放（市民課）

1 山形市防犯活動の推進

山形市防犯推進条例の理念に基づき、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため活動を行っている。交通安全指導車4台に青色回転灯を装着し、下校時に通学路を中心に防犯パトロールを実施。また、年金受給日等での広報啓発活動をはじめ、中心市街地の繁華街である七日町地内及び山形駅前大通りに合計4か所、計6台の防犯カメラを設置し、犯罪の未然防止を推進している。

2 山形市暴力団排除の推進

山形市暴力団排除条例の理念に基づき、暴力団の不当な活動を排除するため活動を行っている。山形市では「公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を山形警察署と締結しており、契約や補助金申請等を申し出た者が、暴力団や暴力団員に該当するか否かの照会を山形警察署に行い暴力団排除に努めている。

3 犯罪被害者等支援

(1) 山形市犯罪被害者等支援条例の制定

令和4年3月に、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、山形市犯罪被害者等支援条例を制定した。

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、早期回復支援をはじめとした犯罪被害者等の支援に関する事項を定めている。

(2) 見舞金の支給（山形市犯罪被害者等見舞金支給要綱）

遺族見舞金 30万円（傷害見舞金の支給を受けた場合は20万円）

傷害見舞金 10万円

令和7年度 傷害見舞金1件

4 DV及びストーカー行為等の被害者保護支援

加害者からの、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「住民票の写しの交付請求」「戸籍の附票の写しの交付請求」等に制限をかけ、被害者の保護を図っている。

5 山形市防犯協会

防犯思想の普及と啓発に努め、明るい地域社会の実現を目指している。現在、28の支部が「自らの地域は自らが守る」ことを念頭に、地域において各種防犯活動を行っている。

6 山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会

暴力団追放三ない運動＋1（プラスワン）（①暴力団を恐れない ②暴力団に金を出さない ③暴力団を利用しない＋暴力団と交際しない）の推進により、あらゆる暴力を追放し、市民の安全と秩序の維持及び地域社会の健全な発展に努めている。協議会は、山形市自治推進委員長連絡協議会・山形市防犯協会・山形市青少年育成推進員連絡協議会等107団体で組織している。

交通安全対策（市民課）

1 山形市交通安全活動

各季交通安全県民運動・飲酒運転撲滅・高齢者の交通事故防止などについて、「広報やまがた」をはじめとした広報啓発活動を実施し、交通安全施策の計画的な推進を図っている。

2 地区（学区）交通安全の推進

関係機関等と連携し、児童・生徒の交通安全指導及び交通安全思想の啓蒙や、山形市交通指導員を配置し通学等の安全確保を図っている。令和8年6月1日現在62か所：指導員54人、指導団体5団体（8か所分）

地区（学区）内における交通安全の推進や、交通事故防止の環境整備を目的に組織された地区交通安全団体に対して助成を行っている。（令和7年度 33団体）

3 交通安全教育の推進

交通安全専門指導員（5名）が、幼児・小学生・中学生・高齢者等の交通安全教育や指導を行っている。

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼稚園・保育園・こども園等において、3歳から5歳の未就学児及び保護者を対象に、交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和7年度交通安全教室開催数 266回 受講者数 11,238人

(2) 児童・生徒に対する交通安全教育

小・中学校等において、各学年に合わせた交通安全教育と正しい歩行、正しい自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和7年度交通安全教室開催数 104回 受講者数 6,396人

(3) 高齢者に対する交通安全教育

老人クラブ等で開催する交通安全教室で、交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和7年度交通安全教室開催数 7回 受講者数 163人

4 山形市交通安全計画及び実施計画

「第11次山形市交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、8つの柱（交通安全思想の普及徹底・安全運転の確保・道路交通環境の整備・車両の安全性の確保・道路交通秩序の維持・救助救急活動の充実・交通事故被害者等支援の推進・交通事故調査分析の充実）を軸とする実施計画（令和7年度分）を作成し、市・関係機関・団体が講ずべき交通安全の施策を推進している。

5 交通安全推進協議会

昭和57年3月30日に家庭・地域・職場等において交通安全思想の啓蒙と、市民の交通安全運動の推進を図るため、発足した。市・山形警察署・山形地区交通安全協会をはじめとした17の行政機関や交通安全関係団体等で構成されている。

山形市斎場（新斎場整備推進室）

1 施設の概要

所在地 山形市寿町8番24号
管理運営 指定管理者 やまがた斎苑管理グループ
竣工年月 昭和59年4月
建物 延面積 1,378.67㎡ 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階
炉基数 5基（普通炉4基・大型炉1基）
霊柩車 2台 マイクロバス型・ワゴン型（大型炉用棺対応）

2 斎場並びに霊柩車利用状況

（令和7年度実績）

区 分	斎 場 利 用 状 況				霊柩車利用状況
	10歳以上	10歳未満	その他	計	
市 内	3,096	1	166	3,263	187
市 外	270	0	9	279	0
計	3,366	1	175	3,542	187

消費者行政（消費生活センター）

「消費者基本法」に基づき、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例を平成17年12月に制定し、市民の消費生活の安定と向上を図っている。

また、消費者の保護と自立の支援を消費者施策の両輪として総合的に推進するため、山形市消費者行政に関する基本方針を平成20年1月に定め、具体的な消費者施策を実施している。

なお、消費者及び有識者の意見を施策に反映させるため、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、消費生活審議会を開催している。

1 消費者意識の啓発・支援の強化及び市民組織との連携（令和7年度実績）

(1) 消費生活センター

消費者の保護及び支援施策を総合的に推進する施設の運営管理及び各種事業を実施した。

開館日 火曜日から日曜日（祝日、月曜日と祝日が重なる日の翌日、年末年始を除く）

開館時間 午前8時30分から午後5時15分

(2) 消費者教育・啓発

複雑多様化する消費者問題に市民が対応できるよう、消費生活に関する知識や情報を提供するための事業を実施した。

① 消費生活講座

ア 消費生活出前講座

消費者契約や悪質商法について、公民館、学校、企業等に出向いて講座を開催した。（30講座、計1,025人参加）

イ 暮らしの講座

消費生活に関する正しい情報を提供するため講座を実施した。（3講座、計25人参加）

ウ 知るぽると生活講座

適切な金融知識の普及を図るために、山形県金融広報委員会との共催で講座を実施した。（2講座、計26人参加）

② 消費者啓発協力員による啓発

ア 消費者アドバイザー

山形市消費者アドバイザーを設置し、地域において悪質商法等に関する啓発や、情報の収集・提供を行った。

（令和8年4月1日現在33人）

イ 消費者啓発ボランティア

消費者啓発ボランティアを設置し、「悪質商法に係る情報」を地域において口コミ等できめ細かに提供しよう努めた。（令和8年4月1日現在51人）

ウ 消費者啓発協力員の学習会等

消費者啓発の推進に向けて消費者アドバイザー向け及び消費者啓発ボランティア向けの講演会を各々開催した。

（3講座、計51人参加）また、消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアへ消費者トラブルに関する啓発本を配布した。

③ パネル展示による啓発

消費生活センター内に啓発パネルを常設展示した。

④ 広報等による啓発

消費者被害が予想され、被害の拡大が懸念される情報を、広報やまがたやホームページに掲載するとともに公民館報等への掲載を依頼した。また、消費生活センター情報として消費者啓発協力員等に啓発チラシを配布した。

⑤ 消費生活メールマガジン等の配信

山形市公式ホームページ及び携帯サイトより登録した一般消費者等に対して、悪質商法の注意喚起情報や消費者事故情報、暮らしの講座等消費生活イベント情報について、随時配信を行った。（計12回配信）また、山形市公式FacebookとLINEによる配信も行った。

⑥ マスメディアによる啓発

テレビ広報により「訪問購入のトラブルにご注意を！」のテーマで、注意喚起をするとともに、消費生活相談窓口（消費生活センター）の紹介を行った。（テレビ広報1回）

⑦ 啓発資料・物品の配布

チラシ等の啓発資料を作成し、各種講座や消費生活センター等で配布した。

⑧ 消費者月間事業

5月の消費者月間において、消費者トラブルの事例と対処法や消費生活団体活動を紹介したパネル展（会場：霞城セントラル1階アトリウム）を開催した。

(3) 消費者団体の育成・支援

- ① 山形市消費者連合会に対して補助金を交付し、組織力を高めるとともに実践活動を支援した。(補助金額250千円)
- ② 消費者団体の自主的な活動を支援するため活動場所の提供等を行うほか、活動報告パネル展の開催を支援した。

2 安全で合理的な消費生活の確保

(1) 消費生活相談

消費生活専門相談員 5 名及び補助員 1 名が、電話や来所による相談を受け処理した。

相談内訳

(令和 7 年度)

区 分	件 数	区 分	件 数	区 分	件 数
商品一般	270	その他の商品	5	教育サービス	6
食料品	140	クリーニング	6	教養・娯楽サービス	152
住居品	83	レンタル・リース・賃借	83	保健・福祉サービス	100
光熱水品	58	工事・建築・加工	44	他の役務	182
被服品	125	修理・補修	17	内職・副業・ねずみ講	22
保健衛生品	176	管理・保管	1	他の行政サービス	12
教養娯楽品	118	役務一般	10	他の相談	30
車両、乗り物	54	金融・保険サービス	150	計	2,068
土地・建物・設備	36	運輸・通信サービス	188		

(2) 適正な表示の推進

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき市内の量販店等に立入検査を実施した。

(令和 7 年度)

区 分	検査店舗数	検査品目数	検査点数	不適正表示の件数
家庭用品	5	5	67	0
消費生活用製品	5	5	45	0
電気用品	4	5	47	0



計 量 行 政（消費生活センター）

昭和31年から計量特定市として、計量法及び山形市消費生活の安定及び向上に関する条例第10条の規定に基づき、特定計量器の定期検査、立入検査等を実施している。

1 特定計量器定期検査

取引・証明に使用する特定計量器について、市内を東西に区分して2年に1回の周期で定期検査を実施している。市の指定定期検査機関に検査業務を委託し、令和7年度は西部地区の検査を実施した。

計量器定期検査結果

（令和7年度）

区 分	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集 合 検 査	138	256	0	0
所 在 場 所 検 査	287	922	7	0.7
合 計	425	1,178	7	0.5

2 立 入 検 査

(1) 商品量目立入検査

量目表記商品について立入検査を実施した。

（令和7年度）

区 分	検査事業所	正量個数	不足個数	不適正率(%)
中 元 期	5	257	0	0
年 末 年 始 期	5	231	0	0
合 計	10	488	0	0

(2) 特定計量器立入検査

燃料油メーターの封印線の着脱及び検定有効期間等、管理状況の検査を実施した。

① 燃料油メーター立入検査結果

（令和7年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
2	2	0	0

② 証明用電気計器立入検査結果

（令和7年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
12	10	0	0

3 計量意識の啓発

計量制度の普及及び計量意識の向上を目的として啓発事業を実施した。

(1) 親子はかり作り教室

開催日 令和7年8月2日

場 所 消費生活センター

参加者 親子6組15人

(2) くらしと計量展

開催日 令和7年10月1日～31日

場 所 山形県立図書館

内 容 啓発パネル・各種計量器の展示・チラシ等の配布の実施

(3) くらしと計量展（啓発イベント）

開催日 令和7年10月25日

場 所 山形県立図書館

内 容 はかり作り教室・重さ当てクイズ・計量クイズ・はかり検査体験等の実施

市 民 相 談（市民相談課）

1 一般相談（毎週月曜日～金曜日）

個人の悩みごとや、行政に関する意見や要望等、市民からの様々な相談に対応できるよう本庁舎に相談窓口を開設している。受け付けた相談等については、その内容に応じその場で対応、他機関等適切な相談場所の案内や資料等の提供を行うほか、専門的な知識等が必要な相談については、専門相談や、弁護士会等の関係機関を案内する等により、市民の悩みごと等の解決に向けた支援を行っている。

年度 \ 区分	一 般 相 談	市の行政に関する相談
令和5年度	1,436 件	417 件
令和6年度	1,513 件	466 件
令和7年度	1,594 件	431 件

2 行政に関する相談（毎月第3火曜日）

国・県等への意見・要望・提言等についての相談を受けるため、総務省の行政相談委員による相談を行っている。

令和7年度 相談件数 6件

3 人権・困り事相談（毎月第2火曜日）

国民の基本的人権の侵犯の監視救済をし、常に自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による人権相談を行っている。

令和7年度 相談件数 6件

4 行政書士相談（毎月第2月曜日）

官公署に提出する書類、その他権利義務・事実証明に関する書類等の作成とその手続きについて相談を行っている。

令和7年度 相談件数 78件

5 登記手続相談（毎月第3水曜日）

法務局に提出する財産相続、売買、贈与等に関する登記書類の作成と、その手続き、土地全般に関する相談を受けるため、司法書士による相談を行っている。

令和7年度 相談件数 65件

6 土地境界に関する相談（毎月第2木曜日）

土地の境界問題等に関する相談に対応するため、土地家屋調査士による相談を行っている。

令和7年度 相談件数 29件

7 司法書士相続登記相談（毎月第2金曜日・第4月曜日）

法務局に提出する財産相続に関する登記書類の作成とその手続き等、相続登記に関する相談を受けるため、司法書士による相談を行っている。

令和7年度 相談件数 228件



情 報 公 開（市民相談課）

山形市では、市政への市民参加の促進と信頼の確保、さらには公正かつ民主的な開かれた市政の実現を目的として情報公開条例を制定し、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者・消防長・議会を実施機関として、平成10年7月1日から実施している。

1 行政文書の公開

(1) 公開の対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。ただし、次のものを除く。

- ① 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設で閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- ② 歴史的、文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 請求権者

住所、国籍、年齢の区分なく、何人でも行政文書の公開を請求することができる。

(3) 公開・非公開の決定

実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に公開するかどうかの決定を行う。やむを得ない理由により14日以内に決定をすることができないときは、決定期間を延長する場合がある。

(4) 非公開情報

行政文書は、原則公開であるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は非公開となることがある。

- ① 法令秘情報
- ② 個人情報
- ③ 法人等事業活動情報
- ④ 審議、検討、協議情報
- ⑤ 事務事業執行情報
- ⑥ 公共の安全秩序維持情報
- ⑦ 行政機関等匿名加工情報又は削除情報

区分 年度	請 求	公 開	部分公開	非公開	取り下げ
令和5年度	1,366件	1,299件	48件	15件	4件
令和6年度	1,635件	1,502件	119件	10件	4件
令和7年度	1,344件	1,224件	84件	25件	11件

(5) 費用の負担

公開を請求した者が写しの交付により行政文書の公開を受けようとするときは、写しの作成及び送付に要する費用を負担する。

(令和7年度)

2 審議会等の会議の公開

(1) 公開の対象となる会議

① 附属機関の会議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等の会議

② 附属機関に類するものの会議

要綱等により市民、学識経験者など本市の職員以外の者で構成され、本市の事務について意見の聴取等を行うため、実施機関のもとに置かれた懇話会、懇談会等の会議

(2) 公開の方法

会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する市民等に、傍聴を認めることにより行う。

(3) 会議の公開・非公開の決定等

会議は原則公開であるが、次に掲げる非公開とする基準に該当するかどうかを、審議会等の長が当該会議に諮って公開・非公開の決定を行う。

- ① 会議での審議内容が、上記行政文書の公開において掲げた7項目の非公開情報に該当すると認められるとき
- ② 会議を公開することにより、審議の妨害や委員に対する圧力等で公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなることが予測されるとき

個人情報保護（市民相談課）

山形市では、市民の基本的人権の擁護及び公正かつ民主的な市政の推進を目的として個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を制定し、平成13年4月1日から実施していた。

令和5年4月1日に改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が施行され、新たに山形市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定したことにより、保護条例を廃止し、同日以後の個人情報の取扱い等については、同法及び施行条例に基づき実施している。

なお、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日など特定の個人を識別できるもの及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号など）をいう。

1 市が保有している個人情報の適切な取扱い等

(1) 個人情報の保有の制限等

個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しない。

(2) 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

(3) 利用・提供の制限

法令に基づく場合を除き、保有している個人情報を事務の目的の範囲を超えて自ら利用し、又は外部に提供することを原則として禁止する。

(4) 安全管理措置

保有している個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

2 自己情報の開示請求権等

(1) 開示請求権

市が保有している個人情報について、本人がその開示を求めることができる。

(2) 訂正請求権

開示を受けた個人情報に、事実の誤りがあるときは、その訂正を求めることができる。

(3) 利用停止請求権

開示等の決定を受けた個人情報が、法の規定に反して取り扱われているときは、その利用停止を求めることができる。

(4) 開示等をするかどうかの決定

開示請求の場合は請求があった日の翌日から起算して14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は請求があった日の翌日から起算して30日以内に開示、訂正、利用停止を行うかどうかの決定を行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長する場合がある。

(5) 不開示情報

請求があった個人情報は、原則開示となるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は、不開示となる場合がある。

① 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

② 第三者情報

③ 法人等事業活動情報

④ 国の安全等の情報

⑤ 公共の安全秩序維持情報

⑥ 審議、検討、協議情報

⑦ 事務事業執行情報

(6) 費用の負担

開示を請求した者が写しの交付により個人情報の開示を受けようとするときは、写しの交付及び送付に要する費用を負担する。

区分 年度	請 求	開 示	部分開示	不開示	取り下げ
令和5年度	13件	4件	7件	2件	—
令和6年度	12件	2件	6件	3件	1件
令和7年度	8件	3件	4件	1件	—



国 民 健 康 保 険（国民健康保険課）

1 国民健康保険事業

(1) 加入状況（令和7年度決算）

（令和8年3月末現在）

全 市		国 民 健 康 保 険		加 入 率(%)
世 帯 数	人 口	世 帯 数	被保険者数	
世帯 106,555	人 232,570	世帯 25,543	人 36,526	世 帯 数 23.97
				被保険者数 15.71

(2) 給付内容

① 療養の給付

区 分	給 付 割 合
未就学児	8 割
未就学児及び70歳以上以外	7 割
70歳以上	8 割
70歳以上（一定以上所得者）	7 割

② 出産育児一時金 1 件 500,000円 ※産科医療補償制度加入の場合

③ 葬祭費 1 件 50,000円

(3) 給付実績（令和7年度）

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担分	一 件 当 り 費 用 額	年 間 平 均 被 保 険 者 数
療 養 給 付 一般	785,943	17,325,278,073	12,710,672,464	22,044	一般 人
退職	-	-	-	-	37,630
療 養 費 等 一般	8,615	89,452,122	65,698,727	10,383	退職
退職	-	-	-	-	-
高 額 療 養 費 一般	31,545		1,943,483,063	61,610	全体
退職	-		-	-	37,630
出 産 育 児 一 時 金	62		30,580,346	500,000	
葬 祭 費	255		12,750,000	50,000	
傷 病 手 当 金	-		-		

(4) 令和8年度の給付費予算（当初）

① 療養給付費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
一 般 被 保 険 者	千円 13,188,905	円 363,521	人 36,281

② 療 養 費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
一 般 被 保 険 者	千円 65,333	円 1,801	人 36,281

③ その他の給付

区 分	出 産 育 児 一 時 金			葬 祭 費			傷 病 手 当 金		
	支 給 額	件 数	金 額	支 給 額	件 数	金 額	支 給 額	件 数	金 額
予 算	円 500,000	件 78	千円 39,000	円 50,000	件 300	千円 15,000	円 -	件 0	千円 0

(5) 国民健康保険税（現年課税分）

区 分	収 納 額	調定見込額	一世帯当たり調定見込額		一人当たり調定見込額	
			金 額	前年度比	金 額	前年度比
	千円	千円	円	%	円	%
令和7年度当初予算	3,965,341	4,245,341				
" (医療分)	2,856,654	3,048,750	162,632	101.20	113,236	103.21
" (支援金分)	867,596	927,245				
" (介護分)	241,091	269,346				
令和7年度決算見込	4,127,099	4,446,640				
" (医療分)	2,959,420	3,175,887	170,441	103.34	118,167	104.95
" (支援金分)	911,173	979,883				
" (介護分)	256,506	290,870				
令和8年度当初予算	3,986,350	4,325,508				
" (医療分)	2,861,199	3,095,499	169,681	104.33	119,222	105.29
" (支援金分)	882,410	955,414				
" (介護分)	242,741	274,595				



(6) 税率等

① 医療分（令和8年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	9.42%	9.42%	令和8年度分以降
被保険者均等割額	22,800円	22,800円	
世帯別平等割額	26,700円	26,700円	
課 税 限 度 額	660,000円	670,000円	

② 後期高齢者支援金分（令和7年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.79%	2.79%	令和7年度分以降
被保険者均等割額	6,700円	6,700円	
世帯別平等割額	8,400円	8,400円	
課 税 限 度 額	240,000円	260,000円	

③ 介護分（令和2年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.08%	2.08%	令和2年度分以降
被保険者均等割額	13,600円	13,600円	
課 税 限 度 額	160,000円	170,000円	

④ 子ども・子育て支援金分（令和8年度開始）

区 分	税 率 等	備考
所 得 割 額	0.29%	令和8年度分以降
被保険者均等割額	1,200円 100円(18歳以上均等割額)	
世帯別平等割額	900円	
課 税 限 度 額	30,000円	

(7) 事業経営の状況

(単位：円)

年 度		決 算 額			一般会計からの繰入金	
		歳 入	歳 出	収 支 差 引		
平成	8	13,846,317,682	12,965,912,265	880,405,417	560,612,060	
	9	13,727,144,504	12,931,116,192	796,028,312	572,240,120	
	10	14,108,215,020	13,354,265,479	753,949,541	584,676,860	
	11	15,008,066,048	14,614,149,944	393,916,104	598,310,640	
	12	15,497,582,746	15,261,873,672	235,709,074	646,775,160	
	13	16,279,838,791	16,269,374,160	10,464,631	681,775,000	
	14	16,280,809,191	16,270,989,020	9,820,171	673,078,200	
	15	18,163,948,957	17,894,753,835	269,195,122	1,202,136,690	
	16	18,919,760,859	18,497,929,696	421,831,163	1,175,954,946	
	17	19,855,815,572	19,518,850,640	336,964,932	1,261,499,000	
	18	20,707,576,864	20,573,981,846	133,595,018	1,170,907,000	
	19	22,625,808,688	22,615,133,554	10,675,134	1,348,189,000	
	20	22,141,191,230	21,521,813,329	619,377,901	1,116,049,630	
	21	22,434,236,676	22,047,470,605	386,766,071	1,124,748,356	
	22	23,528,613,428	22,791,930,570	736,682,858	1,775,887,042	
	23	24,705,366,963	23,408,522,918	1,296,844,045	1,762,875,624	
	24	25,869,824,871	24,949,486,023	920,338,848	1,761,501,405	
	25	24,900,337,786	24,391,636,948	508,700,838	1,268,574,705	
	26	24,680,822,972	23,728,627,570	952,195,402	1,255,722,611	
	27	27,728,742,531	27,688,936,129	39,806,402	1,523,059,463	
	28	27,268,155,188	26,695,120,231	573,034,957	1,557,724,588	
	29	27,086,480,596	26,135,677,386	950,803,210	1,676,725,851	
	30	23,393,553,572	23,107,268,083	286,285,489	1,557,583,093	
	令和	元	23,062,029,040	22,803,883,328	258,145,712	1,464,676,980
		2	22,343,007,579	21,721,258,368	621,749,211	1,552,306,601
		3	23,490,934,791	22,833,077,124	657,857,667	1,496,099,878
		4	22,415,413,370	22,178,714,592	236,698,778	1,525,774,857
		5	22,331,302,140	21,903,888,488	427,413,652	1,528,600,029
		6	21,808,132,982	21,545,416,874	262,716,108	1,497,874,621
		7	21,329,007,859	20,900,129,698	428,878,161	1,476,858,476

(8) データヘルス計画に基づく保健事業（令和８年度）

データヘルス計画に基づき、以下の保健事業を実施し、国民健康保険加入者の健康寿命の延伸を図る。

- ① 特定健診受診促進事業
- ② 特定保健指導利用促進事業
- ③ 生活習慣病重症化予防事業（要治療者に対する受診勧奨事業）
- ④ 糖尿病および慢性腎臓病（ＣＫＤ）重症化予防事業（健診後受診勧奨事業）
- ⑤ 糖尿病治療中断者に対する医療機関受診勧奨事業
- ⑥ 人工透析導入ハイリスク者に対する保健指導
- ⑦ かかりつけ医からの依頼による保健指導
- ⑧ 重複多剤服薬対策事業
- ⑨ ジェネリック医薬品普及促進事業

2 後期高齢者医療

(1) 加入状況（令和8年3月31日現在）

県全体加入者数	山形市加入者数	割合
204,503 人	42,823 人	20.9 %

(2) 保険料徴収額（令和7年度）

現年度分		滞納繰越分	合計
特別徴収保険料	普通徴収保険料		
2,162,126,200 円	1,357,779,590 円	9,477,420 円	3,529,383,210 円

(3) 後期高齢者医療広域連合納付金（令和7年度）

保険料等負担金	事務費負担金	合計
4,188,231,725 円	159,669,167 円	4,347,900,892 円

